

## 「芽室町住宅リフォーム等奨励事業実施要綱」事務取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、「芽室町住宅リフォーム等奨励事業実施要綱」(以下「要綱」という。)の事務取扱に関して必要な事項について、要綱第10条に基づき定めるものとする。

### (事業対象工事)

第2条 要綱第4条第1項第1号に規定する芽室町住宅リフォーム等奨励事業に該当する工事は、建築物本体及び建築物一体となった設備にかかる工事とし、次に掲げるものは除く。

- (1) 風呂、台所、トイレ、洗面等の設備の部分改修及び部品交換
- (2) カーテン、家具、書庫、網戸の設置、更新及び修繕
- (3) O A機器、C A T V (ケーブルテレビ)の設置、更新及び修繕
- (4) ストープ及び蓄熱暖房器(いずれも他設備と接続のないもの)、ルームエアコン、照明設備(配線工事を伴わないもの)の設置、更新及び修繕
- (5) 外構工事(庭園・造園、車庫、カーポート、物置、アスファルト舗装)
- (6) その他、疑義が生じる場合には別途協議する。

### (工事金額の変更)

第3条 要綱第6条に規定する実績報告にあたり、要綱第2号様式(芽室町住宅リフォーム等奨励金交付決定通知書)の工事見込金額(税込み)に記載の金額と比較して、要綱第3号様式(芽室町住宅リフォーム等奨励金実績報告書)の工事金額(税込み)に記載の金額に変更がある場合は、申請者は工事金額変更理由書(別紙1)を提出するものとする。

### 附則

この規程は、決定の日から施行する。(決定日 令和元年10月8日)

### 附則

この規程は、決定の日から施行する。(決定日 令和4年6月20日)